別表（第8条関係）

審査項目及び審査基準

|  |  |
| --- | --- |
| 審査項目 | 審査基準 |
| 1. 管理運営
2. 社会活動
 | 〇病院の理念・方針に基づき、看護部の理念を掲げ、時代に即応した所属部署の運営ができているか。・看護部の理念・目標について、看護部職員に周知・徹底している。・看護部職員の採用・退職状況を把握し、人員の確保に努めている。・担当する業務を計画に沿って実践し評価している。・看護部年間目標の評価をしている。・担当する委員会の活動の活性化を図っている。〇病院経営に貢献しているか。・病院の事業計画に基づき、看護部の戦略を提言している。・病院の経営状態を職員に周知徹底している。・経営改善に向け増収・節減対策に取り組んでいる。〇他部門との連絡調整を円滑に処理し、信頼される良質な医療を実践しているか。・他部門・他職種と連携を取り、医療チームとして協力体制を構築している。・医療安全及び危機管理に関する業務改善等を行っている。〇部下の指導及び統率力に優れ、管理者としてふさわしいか。・所属職員のメンタル面の管理を適切に行い、心身共に健康で働きやすく、やりがいの持てる職場環境及び相談体制を整えている。〇心身共に健康で責任感が強く、誠実で協調性に富み、職務に意欲的であるか。・出勤及び勤務状況等・各種委員会への参加状況等〇部署における人間関係の調整ができ、職員の実践能力にあった業務への支援・指導ができるか・看護部職員の配置の算定資料をいつでも検討できるように準備している。・就業規則に基づき適切な労務管理をしている。・看護部職員の心身の健康管理を支援している。〇自己成長のための種々の能力の開発を支援・指導し、人材を育成することができるか。・人材育成の方針に沿って現任教育の企画を検討し計画的に実施している。・職員の教育・研究活動を支援し、推進する仕組みを作っている。・臨床実習や研究結果を把握し、評価を関係者にフィードバックしている。〇看護業務の標準化及び継続的な業務改善が図れるよう支援・指導できるか。・看護基準・手順を定期的に見直している。・患者の安全な療養環境の提供に関して院内でリーダーシップが発揮できている。・看護の倫理に基づいた看護実践を指導している。〇職務に関連する対外的な活動に対して、積極的に参加できる識見を備えているか。・他医療機関や地域社会との連携、調整を図り社会に貢献している。・行政機関、団体及び学会活動等に積極的に参加している。・地域社会のニーズに積極的に対応している。 |